

# 法人キャッシュカード（当座）規定改定のお知らせ

全国銀行協会では、2021年7月「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を策定するなど、手形・小切手機能の電子化に向けた取組を進めています。

今回、当行は手形・小切手機能の電子化に向けた取組の一環として、法人のお客さまの当座取引に際し、小切手の代替としてキャッシュカードを用いた窓口出金手続を制定します。

これに伴い「法人キャッシュカード（当座）規定」を、2022年1月31日に改定します。

## 1. お手続きの概要

(1) ご利用対象：法人のお客さまの当座勘定からの窓口出金※

(2) 出金方法：法人キャッシュカード（当座）をご提示のうえ、暗証番号を端末に入力いただき、出金伝票に記名捺印いただくことで、出金いただけます。

※ お取引店のほか当行が認めた国内本支店の窓口

## 2. 規定の改定

改定内容は下記の通りです。

(改定後の規定は2022年1月31日以降、当行ホームページの規定集一覧からご確認ください。)

### ■ 法人キャッシュカード（当座）規定

旧	新
-	(附則) 1【窓口におけるカードの利用による払戻し】 カードは、当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合に利用することができます。ただし、カードによっては利用できない場合があります。 2【窓口における払戻し】 (1) 当行国内本支店の窓口にて当座勘定から払戻す場合には、当行所定の払戻請求書に記名押印（本人が当座勘定の取引に使用する印鑑として届出ているものによる押印に限ります。以下同じ）のうえ提出するとともに、当行所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定（または当座勘定約定書）にかかわらず当座小切手の振出しを不要とします。 (2) 前記(1)の払戻しの手続に加え、当該当座勘定からの払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。 (3) 当行が、前記(1)の手続において、払戻請求書に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、かつ、端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して取扱いましたうえは、その書類、印章、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、印章、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。

以上